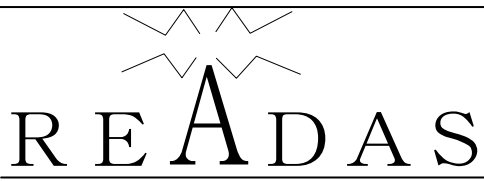


第 5708 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月11日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 営業権の償却

Q：営業権の償却について、改正があったようですが、どのようになったのですか？

A：営業権を取得した年度の償却は月割計算することになりました。

【解説】

営業権とは、いわゆる「のれん」のことをいい、一般には、企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等を総合した、他の企業を上回る企業収益を稼得することができる無形の財産的価値を有する事実関係であるとされていますが、法人税においては、減価償却資産のうち無形固定資産に属することのみ規定されており、明確な定義はありません。

また、企業会計原則においても、営業権は、無形固定資産に属するものとし、有償で譲受け又は合併によって取得したものに限り貸借対照表に計上し、每期均等額以上を償却しなければならないとしているだけで、特に明確な定義がありません。

ところで、この営業権の償却についてですが、これまでは5年で均等償却することになっていたのですが、平成29年度の改正で、取得年度の償却は月割計算をいなければならないこととされました。

これは、所得税においても同じです。

